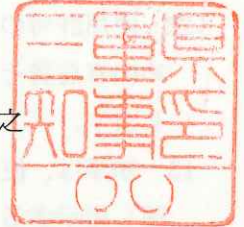


令和 8 年 3 月 31 日付けで申請のありました行政財産の使用については、地方自治法第 23 条の 4 第 7 項の規定に基づき、次の条件をつけて許可します。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一見 勝之



1 使用を許可する物件は、次のとおりとします。

所 在 三重県北牟婁郡紀北町東長島城ノ浜 3043-13, 3069-8 地内(熊野灘臨海公園城ノ浜地区)

区 分 雑種地(都市公園計画決定区域)

数 量 土地 0.47 m²

使用部分 申請図面のとおり

2 使用者は、使用物件を 排水管の設置 の用に供しなければなりません。

3 使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 3 ヶ月前から 2 ヶ月前までの間に、書面をもって知事に申請をしなければなりません。

4 使用料は 年額 0 円とします。

5 知事は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改訂することができます。

6 使用者は、当該使用を許可された物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担しなければなりません。

7 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用物件を維持保存しなければなりません。当該維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とし、その費用は請求しないものとします。

8 使用者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を指定する用途以外に供してはなりません。

使用者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し又は、担保に供してはなりません。

使用者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって知事の承認を受けなければなりません。

9 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができます。

(1) 使用者が許可条件に違反したとき。

(2) 県において使用を許可した物件を必要とするとき。

10 知事が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で知事の指定する期日までに使用許可された物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りではありません。

使用者が原状回復の義務を履行しないときは、知事は、使用者の負担においてこれを行うことができます。この場合使用者は、何等の異議を申し立てることができません。

11 使用者は、その責に帰する事由により、使用許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。ただし、自己の負担で許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

12 使用許可の取消が行われた場合においては、使用者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとします。

13 知事は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求めその維持使用に関し指示することができます。

14 本件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について、疑義を生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとします。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

行政財産貸付（使用許可）申請書

令和 8年 3月3日

三重県知事 へ

住 所 三重県北牟婁郡紀北町東長島3108-202

氏 名 城ノ浜管理組合

中野 隆夫

下記のとおり行政財産の貸付け（使用の許可）を受けたいので申請します。

記

- 1 行政財産の所在及び地番
三重県北牟婁郡紀北町東長島字城ノ濱3043-13、3069-8地内
- 2 行政財産の区分、種目、構造、面積又は数量
雑種地：0.47m²
- 3 貸付け（使用）の目的及び用途
排水管の設置
- 4 貸付（使用）期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 希望貸付（使用）料
ご指定のとおり
- 6 貸付（使用）料の減免を受けようとする場合においては、その理由
- 7 その他参考事項



(規格A4)

添付書類の省略について

三重県知事 へ

申請者名 城ノ浜管理組合 平野 金人

本申請の許可更新については、期間更新以外の変更が一切ありませんので、下記の文書のみ提出します。

記

提出書類

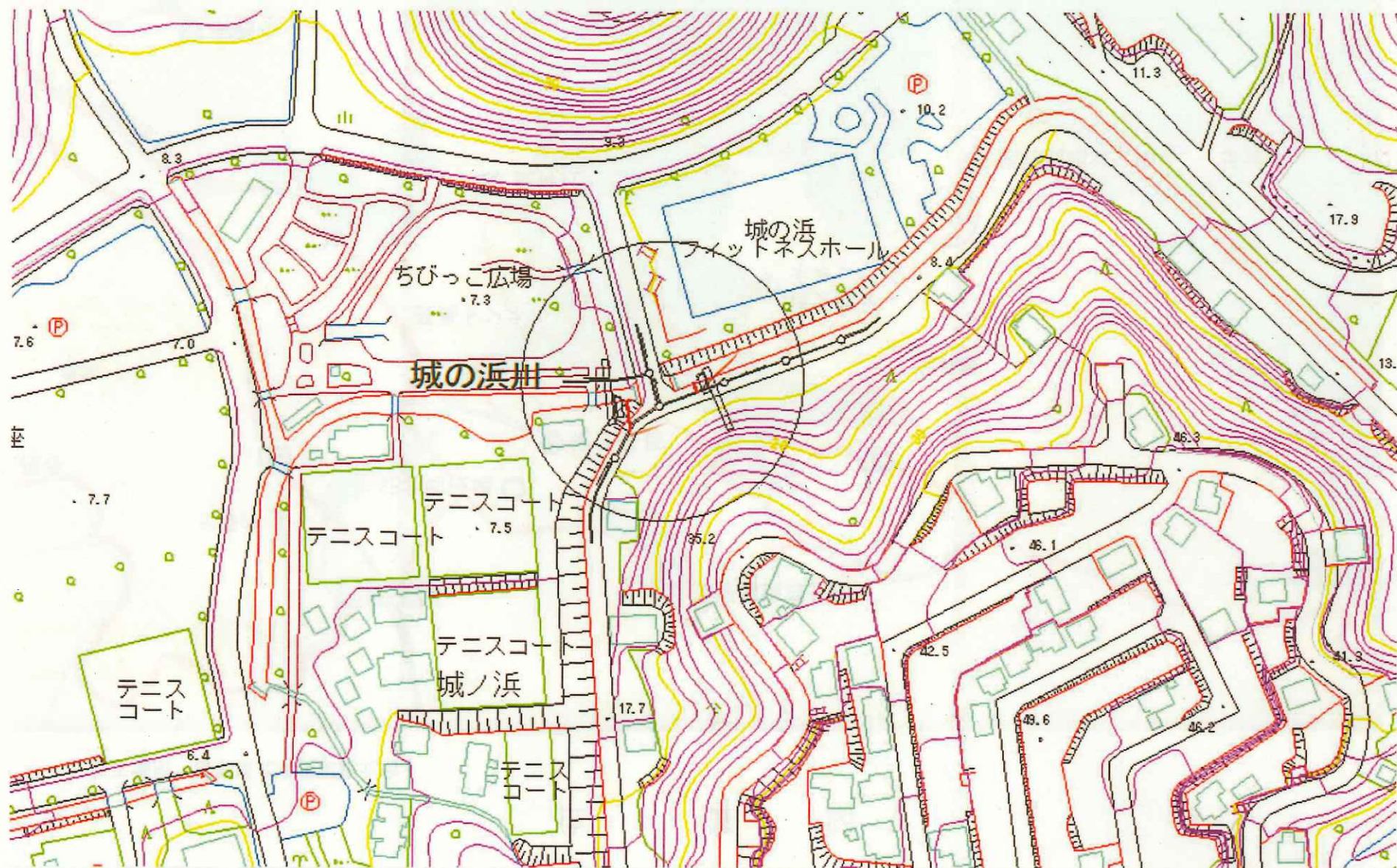
1. 行政財産貸付（使用許可）申請書
2. 位置図
3. 平面図
4. 現況写真
5. 現許可書の写し

位置図

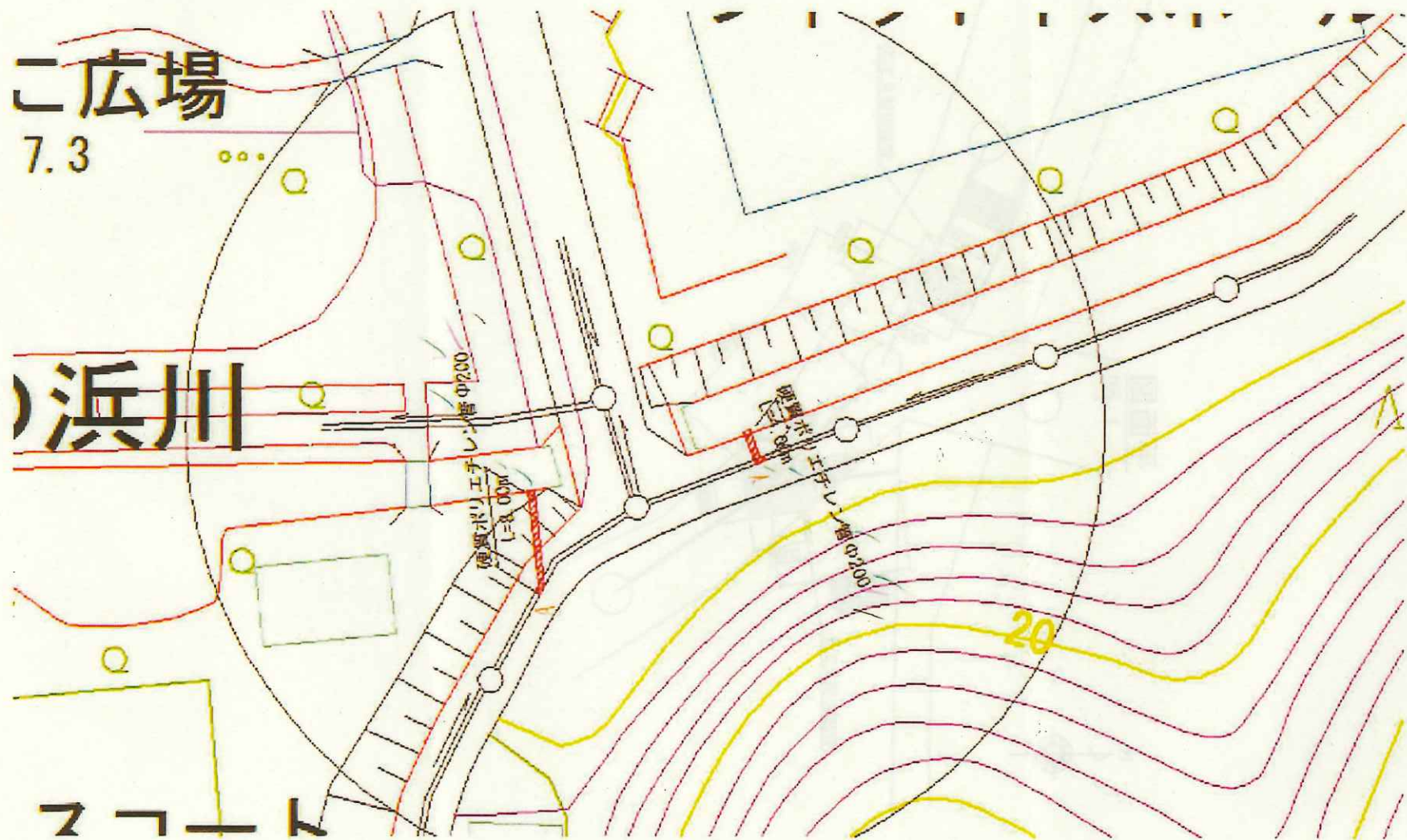
施工場所 三重県北牟婁郡紀北町



平面図 1



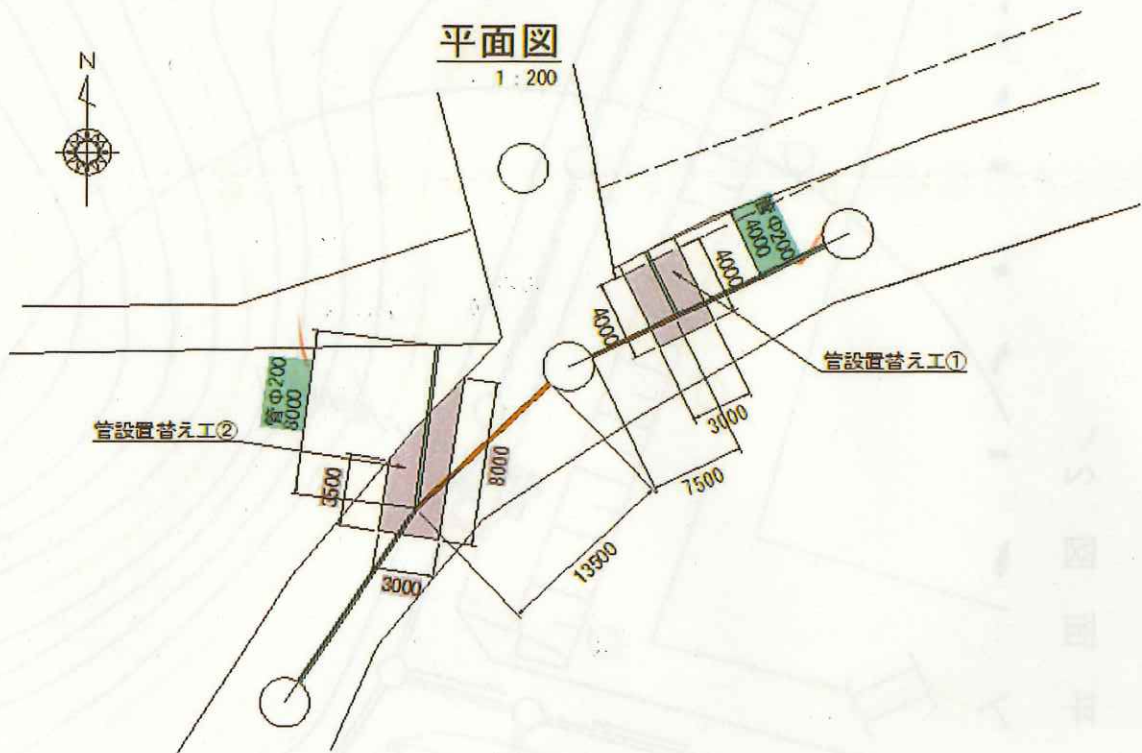
平面図 2





平面图

1:200



管設置管元工②

管φ200
8000

管設置管元工①

管φ200
4000

4000

3400

7500

13500

8000

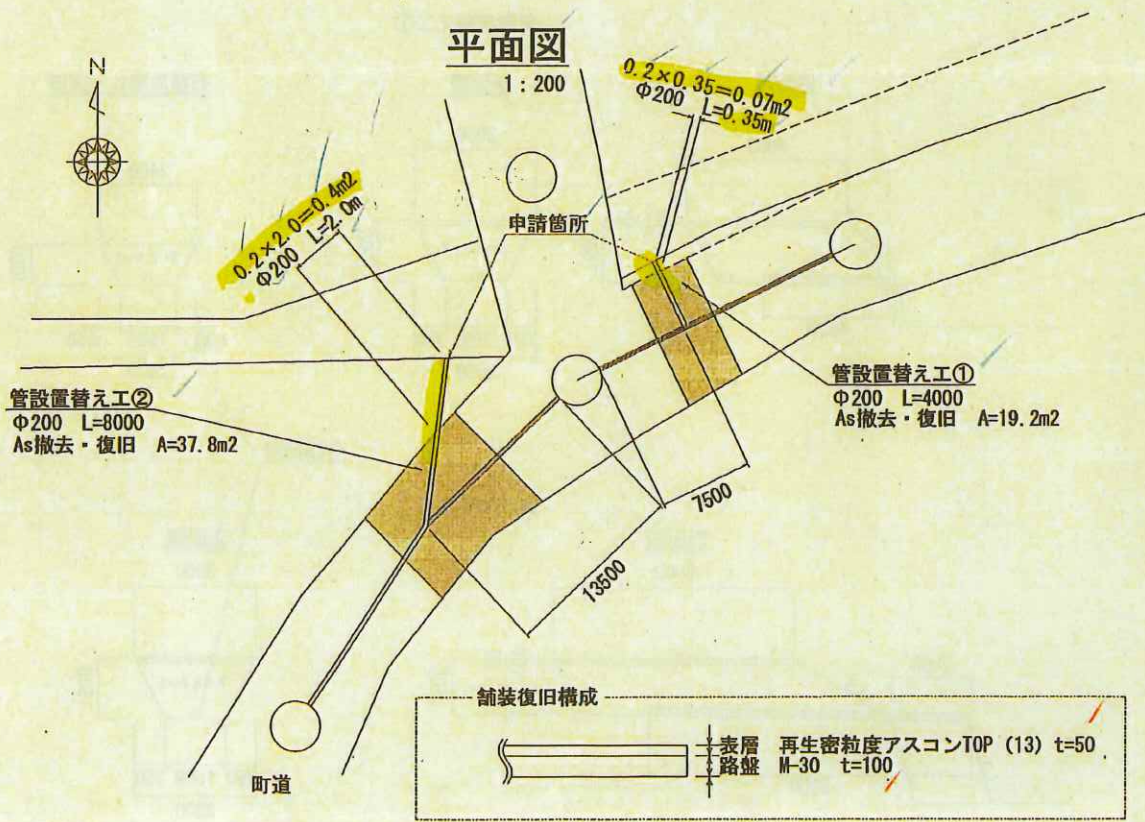
3000

5500



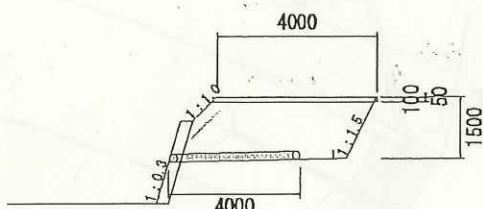
平面図

1:200

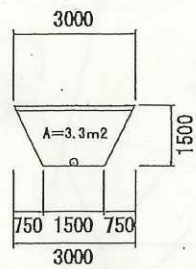


管設置替え工①

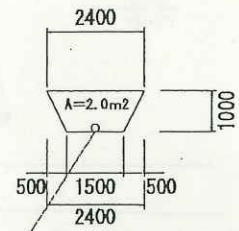
断面図



正面図



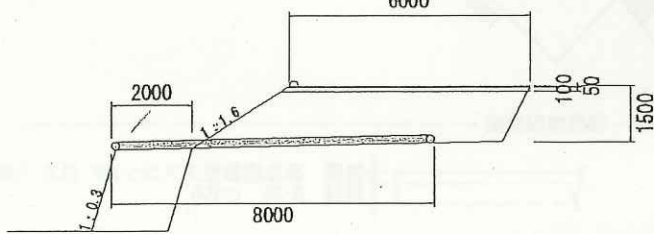
石積取壊し・復旧



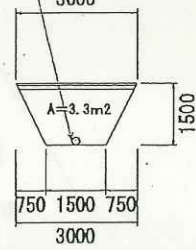
申請箇所

管設置替え工②

断面図



正面図



写 真 帳



管設置替え工①
現況写真



管設置替え工②
現況写真
